

地名散歩

第132回 大阪と大坂、塩竈と塩釜…地名表記の揺れ

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

豊臣秀吉が築いた大坂城をはじめ、天下の台所と呼ばれた西の大都会は「大坂」だったが、明治以降に現在の「大阪」に変わったというのが一般的な理解だろう。ところが実際には必ずしもそうではない。漢和辞典の『漢語林』などで知られる大修館書店の「漢字Q&A」によれば、「大阪」の表記は江戸時代後半に書かれたものにとときどき存在したそうで、大坂から大阪への変化は「ある日一斉に起こったのではなく、おそらく200年くらいの時間をかけて、ゆっくりと起こったのだと思います」とあった。

私もかねてからそれを実感している。私鉄史の取材でよく国立公文書館を訪れるが、そこで鉄道敷設の申請書類を閲覧すれば、いくらでも「大坂」の文字が見られるからだ。たとえば明治22年(1889)5月に南海鉄道の前身となる紀泉鉄道創立の請願書に「和歌山県下紀伊国名草

郡紀ノ川北岸ヨリ大坂府下和泉国堺市ニ達スル」鉄道を敷設したいと申し出ているし、その筆頭者も「大坂府下東区平野町…」と住所を記した松本 重 太郎(南海鉄道社長)である。

その他いくつもの文書で大坂府や大坂市の表記を見たし、陸地測量部が明治18年に測量した2万分の1仮製地形図は図名が「大阪」なのに「大坂停車場」と記されている。もちろん大阪駅は明治7年(1874)の開業時から同じ表記なのだが、政府の測量機関にも徹底されていなかった証拠だろう。ちなみに坂から阪に変更したのは、坂という字が「土に反る＝死ぬ」で縁起が悪いからだという。

これに対して東京という地名は維新後の新しい地名なのだが、明治30年代までの地図には「東京」という表記が珍しくない。京という字は京の異体字で、意味は同じだ。東京都公



明治の地形図に見られる「大坂停車場」の表記。実際には開業当時から大阪停車場であった。図名は「大阪」である。1:20,000 仮製地形図「大阪」明治18年測量同32年修正



市名・神社名の「塩竈」と駅名の「塩釜」が混在する宮城県塩竈市。市は「釜」の字も認めている。地理院地図(陰影起伏図・透過率80%)令和5年2月7日ダウンロード

文書館のサイトにある「明治東京異聞～トウケイかトウキョウか～東京の読み方」によれば、明治期に創刊された『東京朝日新聞』は昭和15年(1940)に『朝日新聞』に変わるまでずっと京の字を用いた題字を掲げていたという。しかも読み方にトウキョウ(呉音)、トウケイ(漢音)の2通りが通用していた。明治期の新聞や小説などは総ルビで印刷されたものも多く、どちらが特に多いということもなかったようである。ところが明治30年代に入って国定教科書が刊行されると、すべてトウキョウになったという。思えば「日本」の読みだって、今に至るまでニホンとニッポンが同居していても不便は感じない。

文字の表記が現在でも2通りある代表例としては、宮城県塩竈市が筆頭だろうか。竈と釜はまったく異なるもので、塩竈は塩を煮詰めるカマドに由来する地名とされるが、さすがに難しい字なので市民にこれを強いることはせず、市でも「塩釜市」の表記を広く認めてきた。

「塩釜」の表記は戦前から行われており、たとえばJR仙石線の前身である宮城電気鉄道は大正14年(1925)から昭和2年(1927)にかけて開業した西塩釜、本塩釜、東塩釜の各駅に「釜」の字を使った。戦時中の同19年には国有化され、仙石線になった際に西塩竈、本塩竈、東塩竈と一斉に改称はしたが、昭和38年(1963)には再び3駅とも「釜」に戻して現在に至っている。現在では東北本線塩釜駅も含めて駅名はすべて塩釜だ。それでも塩竈市役所はホームページに「竈の字の書き方」のコーナーを設け、筆順を示すなど啓発につとめている。当然ながら市の公文書はすべて「塩竈市」である。面倒ではあるけれど、市名を安易に塩釜と変更しないのは、平仮名化が目立つ昨今の風潮の中にあって立派な見識だ。

市制施行を機に表記を変えた市もある。た

例えば茨城県鹿島郡鹿島町は、平成7年(1995)に隣の大野村と合併して鹿嶋市となった。佐賀県に昭和29年(1954)からすでに鹿島市が存在していたため、茨城県側は同名を回避したのである。これは昭和45年(1970)3月12日に発せられた自治事務次官通知「市の設置若しくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり又は類似することとならないよう十分配慮すること。」に従い、「島」の字を同字(異体字)である「嶋」に変更したものだ。嶋は旧字ではなく、正字と字体は異なるものの、同等に用いられてきた字(別体)である。ただしJR鹿島線の鹿島神宮駅、県立鹿島高校、市立鹿島小学校などの表記は従前のままだ。なお平成の大合併の時点でこの「次官通知」の縛りは緩み、当該自治体間で納得が得られれば問題ないと変化した。このため福島県伊達市が誕生した際も、奥州亘理伊達家が入植した地域である既存の北海道伊達市は同名を承諾している。

さて、こちらはずっと昔の表記変更だが、平成22年(2010)まで存在した愛知県南東部の宝飯郡。古代からの由緒ある郡であるが、この年に小坂井町が豊川市に合併して郡は消滅した。律令制国家が成立する以前に東三河地方は穂国と呼ばれていたが、これが三河国の宝飯郡に改められている。古代の決まりである「好字二字」の形式に合わせるため、キをキイ(紀伊)に変えたのと同様にホをホオと伸ばし、これに「宝飯」の字を当てた。ところが飯の字を墨書した際に誰かが「飯」と誤記、それが定着してしまったという。ちなみに飯は「食べ飽きる」または「宴会」という意味だそうだから、宝飯の方が、うまいものを適度に食べるイメージかもしれない。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO.794
2023 March



表紙写真

「花びら」

第37回写真コンクール連合会長賞
加藤 隆太郎●宮崎会

宮崎県日南市の竹香園にてお花見をしました。
生後数週間眠ってばかりの慈隆(いりゅう)くんですが、おでこに花びらが落ちると嬉しそうに笑ってくれました。

地名散歩 今尾 恵介

03 令和4年度 第2回全国会長会議

07 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第88回 令和5年のものづくり補助金申請のポイントはデジタル化

ジャパンビジネスイノベーション株式会社 代表取締役 中小企業診断士 安達 隆久

12 G空間EXPO 2022

14 インボイス制度が始まります！

18 インボイス制度、支援措置があるって本当！?

20 地籍問題研究会

第33回定例研究会概要報告

地籍問題研究会幹事 柳澤 尚幸(日本土地家屋調査士会連合会副会長)

21 続続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.109

鳥取会/山形会

24 会務日誌

27 SDGsで未来を照らす

社会課題の解決に向けたSDGs 取組

28 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

30 第38回写真コンクール作品募集

32 調査士カルテ Map 通信

「調査士カルテ Mapで経費削減」

33 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

34 土地家屋調査士名簿の登録関係

35 ちょうさし俳壇

36 公嘱協会情報 Vol.160

38 日調連 主な発信文書

39 編集だより

令和4年度 第2回全国会長会議

令和5年1月18日(水)と19日(木)に東京ドームホテル地下1階「シンシア」において令和4年度第2回全国会長会議が開催されました。

<令和4年度第2回全国会長会議次第>

1. 開会の言葉
2. 連合会長挨拶
3. 座長選出(山形県土地家屋調査士会 今野繁会長)
4. 連合会が取り組んでいる事項等の説明
5. 令和5年度における連合会事業方針の説明
6. 表示登記における最近の動向及び相続土地国庫帰属制度について(法務省)
7. 意見交換・情報交換
8. 閉会の挨拶



1日目

■連合会長挨拶 岡田潤一郎会長



新年の挨拶と連合会の登録事務の遅延に関するお詫びが述べられた後、「相続等により取得した土地所有権の国庫帰属に関する法律」の施行が令和5年4月27日に予定され、改正民法・不動産登記法のうち相続登記の申請義務化施行まで1年、登記名義人の死亡等の事実の公示制度及び登記名義人の住所変更登記の申請の義務化施行予定まで3年と迫っていることなど、土地家屋調査士制度を取り巻く環境が大きな変化の渦中にあること。更には新型コロナウイルス感染拡大の影響による人々の価値観の変化や加速度を増す技術革新の渦中においても我々土地家屋調査士は隣接法律専門職たる資格者としての地位を確固たるものにするために活動していかなければならないとの話がありました。

■座長選出

司会者指名により東北ブロック協議会から山形県土地家屋調査士会の今野繁会長が座長に選出され、議事が開催されました。



■連合会事業経過報告

事前に各土地家屋調査士会から提出された質問及び要望に連合会が一つずつ答える形で議事が進められました。「相続土地国庫帰属法への対応」「筆界特定制度(公嘱協会の筆界特定代理申請)」「財産管理人制度への参画」などについての質問・要望が出され、適宜、関係各部からは質問者への回答と当該事業に関する経過報告がされました。

■連合会が取り組んでいる事業等の説明

(1) 連合会登録事務の遅滞について

登録事務遅滞対策担当 鈴木貴志副会長



はじめに連合会登録事務の遅滞についてのお詫びがあり、その後、遅滞内容についての説明と経過報告がなされました。今後については総務部を中心に遅滞が発生した原因の究明と責任所在の明確化、そして再発防止策の確立に取り込むとの説明がありました。

質疑応答及び意見交換では責任の所在を明確にして担当者の処分を求める厳しい意見・要望も出されました。

(2) 土地家屋調査士総合研究所(仮称)(略称「調総研」)の設置について



柳澤尚幸副会長

連合会では土地家屋調査士制度発展のため、連合会が保有する様々なデータや土地家屋調査士の専門的知見と学術的知見を融合し、恒常的かつ中長期的な研究・分析を行い、助言・提言を行うシンクタンクの組織として土地家屋調査士総合研究所(仮称)(略称「調総研」)の設置を目指しているとの説明がありました。

質疑応答及び意見交換では現在の研究所との違いや予算・財源についての質問・意見が出されました。

(3) 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について



北村秀実総務部長

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が令和4年9月1日に施行されたことに伴い、従たる事務所の所在地における登記手続に関する商業登記法の規定が削除され、改正法の施行後は従たる事務所の所在地における登記はできなくなることから、関係規則の一部を改正する必要があるとの説明がありました。

(4) 土地家屋調査士賠償責任保険における事故報告について



大久保秀朋財務部長

土地家屋調査士賠償責任保険(以下「賠償責任保険」という。)では、日本土地家屋調査士会連合会共済会賠償責任保険規約により各土地家屋調査士会に事故処理委員会を設ける必要があるため、土地家屋調査士会賠償責任保険事故処理委員会規則(モデル)を定めている。事故処理委員会は被加入者の賠償処理を円滑にすることを目的とした委員会であるが、土地家屋調査士業務と他の業務が混在している事故事例も見受けられるため、保険会社と賠償責任保険の適用の検証等を行う場にもなっている。

しかしながら、令和2年度に行ったアンケートの集計結果によれば、事故処理委員会が設けられている土地家屋調査士会が30会(60%)、事故事例の検証等を行っている土地家屋調査士会が8会(16%)と事故処理委員会の重要性が薄れていると危惧している。まずは、保険会社から各土地家屋調査士会へ事故の報告を行い、現状を把握してもらうことから始めていき、一定の時期に事故処理委員会の設置をお願いするような段階的な進め方を考えているとの説明がありました。

質疑応答及び意見交換では実際に事故が発生した場合の各会の対応の仕方や保険会社から各会への事故報告の有無、共済会に入らずに独自に保険会社と契約している会ではどのような手続を踏んで保険金の支払いがされているかなど情報交換を行いました。保険会社と賠償責任保険の適用の検証等が行われなければ保険会社のみの見解で保険金が支払われ、本来支払う必要のない事故事例に保険金が支払われた結果、将来の保険料が値上がりする可能性があることから、本会議での意見を踏まえ、財務部・共済会で更に検討していきたいとのことでした。

(5) 令和5年度土地家屋調査士新人研修について

山崎勇二研修部長



土地家屋調査士新人研修は令和4年度までは1会場で開催してきたが、令和5年度においては受講者の負担を減らすために東京と大阪の2会場で開催し、eラーニングコンテンツでの事前視聴を増やす方針で検討しているとの説明がありました。

(6) 土地家屋調査士会ADRセンター及びADR認定土地家屋調査士の活用について

浅野裕士社会事業部長



当事者間で和解や合意が形成されているような紛争性が極めて低い事案に対して、ADRセンターに申立てを行い、手続期日を開催せず迅速かつ簡便に和解契約書を締結しようとする「解決手続きの特例」についての説明と当該特例についての規則等の改定(案)が示されました。

質疑応答・意見交換では土地家屋調査士の通常業

務を縮小するようなことになりはしないかとの意見が出ましたが、縮小することになるとは考えていないと回答がありました。

■令和5年度における連合会事業方針の説明

(1) 令和5年度事業方針大綱(案)

岡田潤一郎会長

基本方針「制度環境の共有から調和へ」

土地家屋調査士としての適正かつ正確な業務遂行に加えて、専門職ならではの付加価値を提供しつつ、資格者としての対価を考える機会を創出していきたいとの話がありました。

〈7つの基本方針〉

1. 次なる土地家屋調査士法改正への取組
2. 各種法(制度)改正への対応
3. 「財産管理人」としての取組
4. 研修・研究制度の拡充と実践
5. 地図づくりへの参画と発信・提言
6. 多様化する社会的要請への貢献
7. 様々な実情に目を向けた会務運営

(2) 令和5年度各部等事業計画(案)

各部から令和5年度の事業計画(案)が示されました。

■新年賀詞交歓会

初日の夜には同ホテル地下1階「天空」にて日本土地家屋調査士会連合会、全国土地家屋調査士政治連

盟及び全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の3団体合同の新年賀詞交歓会が行われました。

法務大臣政務官高見康裕様、衆議院議員根本匠様をはじめとした国会議員の皆様にも多数ご出席いただき盛大に開催されました。これまでコロナ禍による大規模な集会等が自粛されていたこともあり、会場にお集まりの皆様からは終始笑顔が溢れ、久しぶりの再会に話が弾んでいるようでした。

2日目

(2) 令和5年度各部等事業計画(案) 続き

1日目に続き、各部から令和5年度の事業計画(案)が示されました。

各部長等からより事業計画(案)が示された後、令和5年度事業方針大綱(案)及び令和5年度各部等事業計画(案)について質疑応答・意見交換が行われました。

■表示登記における最近の動向及び相続土地国庫帰属制度について(法務省)

法務省民事局付新居拓馬様、法務省民事局民事第二課地図企画官田中博幸様、法務省民事局民事第二課補佐官三枝稔宗様をお招きして表示登記における最近の動向及び相続土地国庫帰属制度についてについて説明をいただきました。

相続土地国庫帰属制度については本人による申請書の作成が難しい場合には弁護士・司法書士・行政書士が業務として申請書等の作成を代行できるとされています。ただし、国庫帰属のための要件として境界が明らかな土地かどうかというのが非常に重大



な要素となっており、申請に先立ち国民の方が専門的知見を有する土地家屋調査士に相談することができるとされております。書類の作成代行というところでは土地家屋調査士が外れてしまったものの、制度の重要な担い手として法務省もしっかりと認識しておりますので制度の運用にご協力をお願いしたいとのお話がありました。

質疑応答・意見交換では書類作成の代行に土地家屋調査士も加えていただきたいとの要望が多数出されました。また、境界が明らかな土地といえるためにはどのような図面の提出を想定しているのかなどの意見が出されました。法務省からは境界が明らかな土地の判断の仕方については近日中に法務省のウェブサイトにて運用や必要な添付書面を公開する予定であるとの回答がありました。

■連合会の会務について意見交換・情報交換

土地家屋調査士の信頼を揺るがすような事案が生じた場合の各土地家屋調査士会での対応の仕方や事件を起こした会員の懲戒逃れを防ぐための手立てなどについて、連合会への要望や意見・情報交換が行われました。

■取材者感想

会長の挨拶にもあったように我々土地家屋調査士を取り巻く制度の改革、技術革新には目覚ましいものがあり、こうした変化に迅速に対応できる土地家屋調査士でなければ生き残れないと強い危機感を持ちました。広報員として制度改革や技術革新に対する情報を積極的に発信していく必要性を感じました。

広報員 山口勝康(山形会)

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第88回 令和5年のものづくり補助金申請のポイントはデジタル化

ジャパンビジネスイノベーション株式会社 代表取締役 中小企業診断士 安達 隆久

1. ものづくり補助金を申請するのに必須のG Biz ID

政府は、補助金と助成金、公的制度などの申請のオンライン化を進めています。「Jグランツ」というデジタル庁が運営する電子申請システムで、24時間365日、手続きができるシステムがあります。キーワードから目的の補助金を探せて、申請後はマイページから交付までの状況が分かり、とても便利なシステムです。このJグランツにログインするためには、「gBiz プライム」の「G Biz ID」と「パスワード」が必要です。これからお伝えする「ものづくり補助金」の申請にも「G Biz ID」と「パスワード」がないと申請できませんので、まだ取得していない方は、是非この機会に申請してください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/> から申請できます。

※ご注意ください。G Biz IDには「プライム」「メンバー」「エントリー」のアカウント種別があるので、必ず「プライム」でIDとパスワードを取得してください。申請から取得まで2～3週間掛かるので余裕をもって申請してください。

電子申請にあたっては
G Biz ID [gBizプライム] の取得が必要です！

gBiz ID ジー・ビズ・アイディー
電子申請にご利用頂ける「G Biz ID」とは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

- G Biz IDのうち「gBizプライム」でIDとパスワードを取得することで、補助金の電子申請が可能に！
- 申請から取得まで2～3週間を要しますので公算開始前からの準備をお願いします。無料で取得出来ます。

※「G Biz ID」の詳細については、以下のホームページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp>

経済産業省

図-1

2. 中小企業施策のベースとなる事業計画書とは

中小企業施策のベースになる事業計画書というのがあります。この事業計画書の制度を把握されていると中小企業庁の補助金申請や公的施策の活用にも有利です。この事業計画は、「経営革新計画」です。

全国的な制度で、承認されると様々な公的施策を有利に利用できる制度です。都道府県のホームページにありますので、是非ご覧ください。

経営革新計画の中で、「新事業活動」という考え方と「新規性」と「実現性」という審査項目があります。この新規性と実現性についての考え方は、中小企業施策共通の考え方なので、理解しておいていただければと思います。

国は、経営革新計画において新事業活動を推進しています。

【新事業活動の種類】

1. 新商品の開発又は生産
2. 新役務の開発又は提供
3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
4. 役務の新たな提供の方式の導入
5. 技術に関する研究開発及びその成果の利用
6. その他の新たな事業活動

※自社にとって「新たな事業活動」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても、原則として承認対象となります。ただし、業種ごとに同業の中小企業で既に相当程度普及している技術・方式等の導入については対象外となります。

【革新性】

既存事業と比較して、何処が新しい事業であるかが記載されているか。他社と比較した場合の違い（ターゲットやメリットなど）は何か。

【実現性】

いつ・どこで・何を・どのように取り組むということが記載されているか。人・モノ・金等の経営資源は手当てされているか。仕入先、販売先や顧客ニーズの把握など売上計画は適当であるか。

(1) 補助金の支援措置	補助金の審査における優遇措置
(2) 公的融資の優遇措置 税の支援措置	政府系金融機関による低利子融資 制度 設備投資減税

図-2 「経営革新計画」承認企業の2大メリット

3. ものづくり補助金とはどんな補助金か

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募要領14次締切分に基づいてご説明します。

通称「ものづくり補助金」の正式名称は、年度によって若干異なります。令和5年の名称は、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」です。正式名称は、政府の中小企業施策の考えによって変わることがあります。ものづくり補助金が初めて実施されたとき、製造業を対象にした補助金だったのですが、実施された翌年から中小企業者であれば全業種対象になっています。このものづくり補助金の主な目的は、中小企業者の設備(機械装置やシステム・ソフトウェア)の導入を支援することです。令和5年の14次公募の補助対象経費の機械装置について、公募要領から抜粋しますと、「①専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具(測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等)の購入、製作、借用に要する経費、②専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費、③①若しくは②と一体で行う、改良・修繕又は据付けに要する経費」となっており、ほとんどの機械装置や専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築が対象になっています。

私は、これまで多くの土地家屋調査士の方々の測量機や点群ソフトウェア導入のための「ものづくり補助金」申請のサポートを行ってきました。これまでに導入サポートした機械装置は、最先端の3DスキャナやGNSS、PDA、3D点群ソフトなどです。

4. 令和5年度ものづくり補助金の申請ポイントは

(1) ものづくり補助金の目的について

私は、ものづくり補助金が初めて実施された平成25(2013)年の第2回目の申請からものづくり補助金の申請をサポートしてきました。当時の正式名称は、「平成24年度補正 ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金事業」で、補助事業

の目的は、「ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等に要する経費の一部を補助することにより、ものづくり中小企業・小規模事業者の競争力強化を支援し、わが国製造業を支えるものづくり産業基盤の底上げを図るとともに、即効的な需要の喚起と好循環を促し、経済活性化を実現することを目的とします。」となっています。

一方、令和5年に実施される「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金14次締切分」の補助事業の目的は、「中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス



図-3

導入等)等)に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援します。」となっています。この補助事業の目的は、ものづくり補助金の審査の基本的な考えで、事業計画書を作成する上で非常に重要になるので、是非申請を検討されている方は、各回の公募要領の「事業の目的」をご確認ください。

(2) 中小企業者と小規模事業者の定義について

小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業 (宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

図-4

土地家屋調査士は、サービス業(宿泊業・娯楽業以外)に該当します。皆さんの事務所の代表を除く従業員数(パート・アルバイトを含む)が6名以上の場合には中小企業者、5名以下の場合には小規模事業者となります。

(3) ものづくり補助金の3つの申請要件

ものづくり補助金は3つの申請要件を満たす中小企業者・小規模事業者等ならどなたでも応募可能です。

3つの要件は、

- ・付加価値額年率平均3%以上増加
- ・給与支給総額年率平均1.5%以上増加
- ・事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金30円以上

事業場内最低賃金は、各土地家屋調査士事務所の従業員の1番賃金の安い方の時給を各都道府県の最低賃金プラス30円以上で雇用してください。という意味です。

(4) 補助額と補助率について

通常枠では補助上限額750万円～1,250万円、補助率1/2～2/3となっており、補助額と補助率(補助金として交付される金額の割合)は、従業員数によって異なります。

※必ず応募する回の公募要領をご確認ください。

申請類型	補助上限額 (補助金として交付される金額の上限)	補助率 (補助金として交付される金額の割合)
通常枠	従業員数 5人以下:100万円 ～750万円	小規模企業者・ 小規模事業者 2 / 3
	6～20人:100万円 ～1,000万円 21人以上:100万円 ～1,250万円	1 / 2

(出典：ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募要領14次締切分より)

図-5

通常枠で申請して採択された場合、土地家屋調査士事務所の従業員数(パート・アルバイト含む)が5名以下の場合、補助上限額は750万円、補助率は2/3となります。

従業員数(パート・アルバイト含む)が6～20名以下の場合、補助上限額は1,000万円、補助金として交付される金額の補助率は1/2となります。

(5) 申請する枠(通常枠、別枠制度)について

ものづくり補助金には、上記の通常枠の他に、回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠、グリーン枠、

グローバル市場開拓枠の別枠があります。

ここでは土地家屋調査士のものづくり補助金の申請で最も多い別枠のデジタル枠について、ご説明します。

デジタル枠とは、「DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。」となっています。

(出典：中小企業庁「ものづくり・商業・サービス補助金」パンフレットより)

※他の別枠制度について、ご興味のある方は、下記のURLをご覧ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r4/r4_mono.pdf

これまで土地家屋調査士のものづくり補助金申請サポートをして導入された測量機やソフトウェアは3Dスキャナや3D点群処理ソフトが多く、DXに資する革新的な生産プロセス・サービス提供方法の改善に該当する案件で、ものづくり補助金のデジタル枠の申請に非常に有利でした。

※デジタル枠で申請するためには、あらかじめ準備して認定や登録をしておかなければならない制度があるので、応募には余裕を持ったスケジュールで申請準備をしてください。申請までの準備期間が2か月くらいあると非常に良いと思います。

(6) 採択を有利にする加点項目について

申請までにあらかじめ登録や認定・承認されておくと加点される制度についてご説明します。②-4は、デジタル枠で申請する場合に予め登録が必要な加点項目です。

①成長性加点：「有効な期間の経営革新計画の承認を取得した事業者」

②政策加点：

②-1：「創業・第二創業後間もない事業者(5年以内)」

②-2：「パートナーシップ構築宣言を行っている事業者」

②-3：再生事業者(本事業における再生事業者の定義は別紙4の通り)

②-4：デジタル技術の活用及びDX推進の取組状況(デジタル枠のみ)

A. 経営の方向性及びデジタル技術等の活用の方向性の決定

- a. デジタル技術が社会や自社の競争環境にどのような影響を及ぼすかについて認識、その内容について公表
※ホームページのURLと掲載場所等を記載いただきます。
- b. 上記a. を踏まえた経営ビジョンやビジネスモデルを策定・公表
※ホームページのURLと掲載場所等を記載いただきます。
- B. 上記A. の経営ビジョンやビジネスモデルを実現するための戦略を公表
※ホームページのURLと掲載場所等を記載いただきます。
- C. 上記B. の戦略を推進するための体制・組織(CIO(最高情報責任者)の配置、担当部門の配置等)を示し、公表
※ホームページのURLと掲載場所等を記載いただきます。
- D. 「DX推進指標」自己診断フォーマットの定量指標における「人材欄」(688～690行目/Ver.2.3以降の場合はシート「ITシステム構築の取組状況(定量指標)」の11～13行目)を全て記載
- E. 申請時点において、「サイバーセキュリティお助け隊サービス」*を利用しているか。
※独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているサービス
<https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/sme/otasuketai/#list>
- ②-5: 令和4年度に健康経営優良法人に認定された事業者
※健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト(<https://www.kenko-keiei.jp/>)
- ②-6: J-Startup、J-Startup 地域版に認定された事業者
※J-Startup 事務局ポータルサイト(<https://www.j-startup.go.jp/>)
J-Startup 地域版(https://www.j-startup.go.jp/local_3/)
- ②-7: 「新規輸出1万者支援プログラム」に登録した事業者(グローバル市場開拓枠のうち、②海外市場開拓(JAPANブランド)類型のみ)
※応募締切日前日時点で「新規輸出1万者支援プ

ログラム」ポータルサイト

(<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>)

においてIDを取得している事業者

- ※申請者が上記プログラムに登録されているか否かの事実確認を行うことを目的として、本補助金の申請に関する情報を独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)と共有することがあります。
- ②-8: 取引先の事業者がグリーンに係るパートナーシップ構築宣言をしている事業者(グリーン枠のみ)
- ③災害等加点: 「有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した事業者」
- ④賃上げ加点等:
- ④-1: 「事業計画期間において、給与支給総額を年率平均2%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+60円以上の水準にする計画を有し、事務局に誓約書を提出している事業者」、又は、「事業計画期間において、給与支給総額を年率平均3%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+90円以上の水準にする計画を有し、事務局に誓約書を提出している事業者」に対して加点を行います。
- ④-2: 「被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合」(出典: ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募要領14次締切分より)

5. 機械装置等の発注・支払いのタイミング

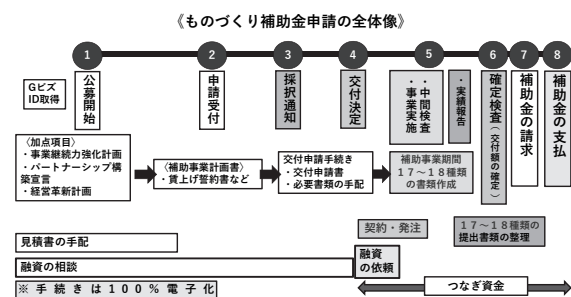


図-6

図-6は、ものづくり補助金の公募開始から補助金が支払われるまでの全体像です。

ものづくり補助金も含めて経済産業省系の補助金でご注意していただきたい点をご説明します。

(1) 機械装置等の発注時期

まず、一番注意していただきたいのは、採択された場合に機械装置等の発注は、採択後の④の交付申請手続きを行って、必ず交付決定後(交付決定通知書を電子申請システムからダウンロードできます。)に機械装置等の発注を行ってください。ものづくり補助金をはじめ補助金では事業期間が決まっており、交付決定前に発注した経費は経費として認められず、補助金を受けられないので十分注意してください。

(2) 機械装置等の購入代金の支払い時期と支払方法に注意

交付決定前に支払われた経費(補助事業期間以外に支払われた経費)は、経費として認められず、補助金を受けられないので十分注意してください。

例えば、補助事業期間(交付決定後～補助事業完了日)が、令和5年4月1日～令和5年12月31日までだとすると、3月15日に支出したものは補助金を受けられません。

(3) 補助金は後払い

多くの補助金は後払い制になっています。ものづくり補助金も後払いとなっています。上記の図の通り補助金が支払われるのは、⑥確定検査が終わり、⑦補助金の請求後の⑧補助金の支払いという順番になっています。

例えば補助対象経費600万円の補助事業で補助率が2/3の場合、まず、補助対象経費600万円を自己資金か金融機関からの融資で支払う必要があります。

補助金は先に出るものと勘違いし、200万円だけ用意して残りの400万円を用意しないと事業を進めることはできません。申請した事業総額と同額の資金を用意する必要があります

(4) つなぎ資金の準備が必要(融資か内部留保か)

多くの中小企業者は、ものづくり補助金を活用して高額な測量機やソフトウェアを導入する場合、金融機関から資金調達を行って補助事業を実施しています。融資を申し込む金融機関は、やはり普段皆さんが取引している金融機関がよいです。例えば、信用金庫や地方銀行、日本政策金融公庫などです。

次に、金融機関に融資を申し込む場合の時期と融資実行のタイミングです。ものづくり補助金の申請

を決めた段階、上記の図の①から②の間に金融機関に補助金の概要を説明し、打診しておいてください。現在では、ほとんどの信用金庫や地方銀行、日本政策金融公庫は補助金関連の融資に精通していますので、融資の申し込みの際の借入申込書や補助事業計画書や見積書などの必要書類をいつごろまで用意してください、と伝えてくれます。

ここで重要になってくるのは、融資の実行時期です。通常、融資は申し込んでから2か月くらい掛かります。融資の実行時期は、④交付決定後に電子システムからダウンロードする交付決定通知書を金融機関に持参した後になります。従いまして、交付決定後に融資を申し込んだ場合、融資の実行までに時間がかかるので、補助金申請を決めたら、すぐに金融機関に融資の相談をされることをいつもお勧めしています。

6. 公的施策(税の優遇制度等)の有効活用について

国は、機械装置を導入した場合の税の優遇制度でも中小企業者を支援しています。是非、皆さんが導入される測量機やソフトウェアなどが該当するか、税理士に相談してください。

ここでご紹介するのは、先端設備等導入計画と経営力向上計画です。先端設備等導入計画は、固定資産税の減免制度です。経営力向上計画は減価償却費一括償却の制度です。両制度とも工業会の証明書が必要となりますので、購入する業者さんに依頼してください。

最後に、国はDX化を推進しており、土地家屋調査士は、国土強靱化に大きく貢献する素晴らしい資格です。ものづくり補助金を有効活用して、ぜひ国、地域社会に貢献していただければと思います。この記事が土地家屋調査士のみなさんの業務の一助になりましたら幸いです。

(ご注意) 補助金の申請に当たっては、必ず申請される公募時の公募要領をご確認の上、申請してください。

G空間EXPO 2022

日 時：令和4年12月6日(火)・7日(水) 10:00～17:00

オンライン：令和4年12月1日(木)～25日(日)

会 場：東京都立産業貿易センター浜松町館4F

主 催：G空間EXPO運営協議会

G空間EXPOとは…「G空間(情報)」は、将来が期待される重要科学分野の一つである「地理空間情報技術(= Geospatial Technology)」の頭文字Gを用いた、「地理空間(情報)」の愛称です。G空間EXPOは、地理空間情報高度活用社会(G空間社会)の実現へ向けて、産学官が連携し、地理空間情報と衛星測位の利活用を推進する場として開催されるイベントです。今回はオンラインにより取材を行いました、その中の一部を紹介いたします。

まず、講演・シンポジウムから「みちびき(準天頂衛星システム)ウェビナー～みちびき利活用最前線 in G空間EXPO 2022～」の中で「みちびきと Marhy 3D Map (機械可読高精度三次元地図)のコラボレーションによる自動運転の基礎的実証事業」をご紹介します。

ご講演いただいたのは、福島工業高等専門学校ビジネスコミュニケーション学科 芥川一則教授でした。

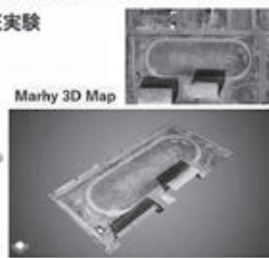
この事業は内閣府及び準天頂衛星システムサービス株式会社主催「2021年度みちびきを利用した実証事業公募」に採択されていたそうです。

一般的なカーナビのGPSの誤差は6mくらいといわれているそうですが、みちびき(準天頂衛星システム)は日本の衛星測位システムでcm単位の精度であるといわれており、その精度を利用した自動運転の実証実験が行われたそうです。Marhy 3D Mapとはデータによって構成されており、町全体を3次元空間に入れることが容易にできるようになっており、1平方メートル当たり約500万円の予算で作成可能だそうです。また、芥川教授が実験を行っている自動運転は一般的な自動運転と異なり、Marhy 3D Mapによりcm単位のルートデータを作成し、そのルートのみちびきによって辿っているそうです。みちびきのCLAS (センチメートル級測位補強サービス)と、10cm間隔の高密度点群データから作成したMarhy 3D Mapのコラボレーションによる高精度自動運転の実証実験が行われました。実験はナンバーを取ることとも可能な一人乗りの電気自動車にアクチュエータという装置を付けて、ハンドルを制御し、そのハンドル制御をMarhy 3D MapとCLASによって自分の位置を修正して進むという方式を採っているそうです。

三次元地図のデータベース化を行い、実証実験は1年に4回というハードスケジュールで行われましたが、この実験結果によって明らかになったことは、電気自動車PIUSを利用した自動運転が実証できたこと、みちびきとMarhy 3D Mapは精度の面で非常に相性がよく、cm単位で制御可能なマップ方式の確認ができたこと、マップ方式とみちびきのCLASを利用した高精度自動運転をRaspberry Pi一個で実現するための基礎技術の検証ができたことなどが紹介されていました。

実証の目的

- ・ みちびきのCLAS (センチメートル級測位補強サービス)と、10cm間隔の高密度点群データから作成したMarhy 3D Map (機械可読高精度三次元地図)のコラボレーションによる高精度自動運転の実証実験



実施方法①

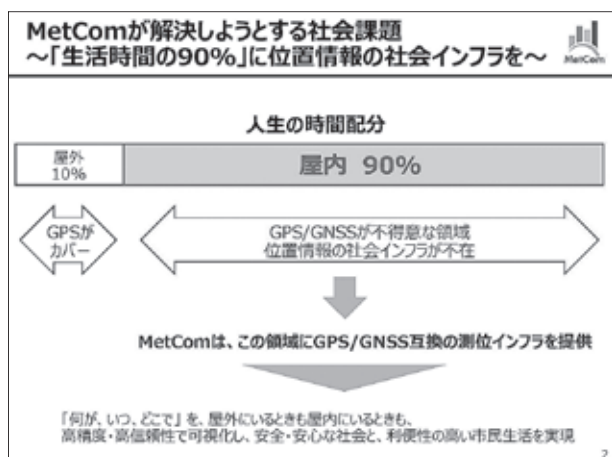
Marhy 3D Map = Machine Readable Hyper 3 Dimension Map
(機械可読高精度三次元地図)

福島工業高等専門学校と
(株)大和測量設計の共同開発

- 三次元地図のデータベース化
- ◆ x,y,zの位置情報 + 属性(attribute)
- ◆ 10cmメッシュの高密度点群データ
- ◆ Database機能による空間検索

高性能レーザー搭載ドローンによる地図作成



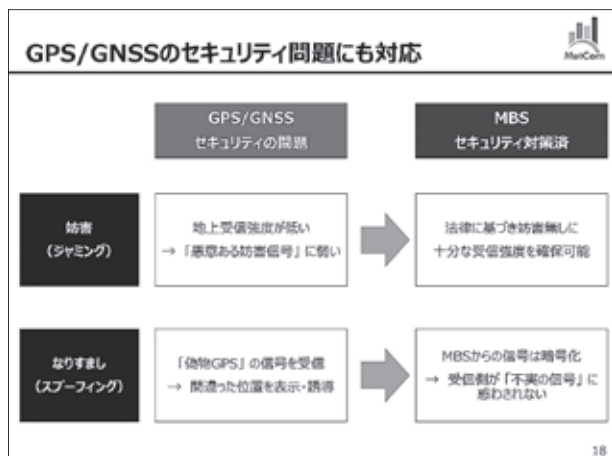


次に、地理空間情報フォーラムからは、MetCom株式会社様の「GPS/GNSSの課題を解決すると共にバックアップインフラとして機能する、新たな三次元測位システムとは」をご紹介します。

最初にGPS/GNSSは屋内が不得意ですが、私達は時間のほとんどを屋内で過ごすことが多く、見守りという分野ではGPS/GNSSが不得意な屋内をどうカバーするかが今後の大きな課題であるとのことでした。

MetCom株式会社様は屋内でしっかりと測位できるインフラをGPS/GNSSと互換性を持たせて提供することによって、安心安全、そして便利な社会を作ろうとしているそうです。

GPS/GNSSの構造的な課題として、電波が屋内、地下になかなか届かない。屋内だと高さが分からない。そして、妨害、なりすましといったセキュリティの問題があります。これらの解決手法として、衛星測位の仕組みを保管して地上波の仕組みを提唱しているとのこと。それにはMBSという地上波の仕組みで解決しようとしていて、衛星システムが発信しているのと同様の情報の電波を地上の基地局ネットワークから発信します。これはテレビ局やラジオ



局と同様だそうですが、こういった工夫によって電波受信強度を10万倍にすることができ、建物の中や地下で受信できることが可能だそうです。また、気圧分析を併用することによって、高度も測位可能となる。さらに暗号化によりセキュリティも確保できることなどが紹介されていました。これを行うためには電波法による電波免許を取得して実施することが必要だそうですが、衛星の仕組みとMBSの互換性を確保することによって、人の位置、物の位置、そしてドローンのような移動体の位置をより正確に、安全に把握することができるようになるそうです。

現在、世界でもGPS/GNSSのセキュリティの問題で、地上受信強度が低い、悪意ある妨害信号に弱い点や、偽物GPSの信号を受信してしまい、間違った位置を表示・誘導してしまうなりすまし問題がありますが、MBSセキュリティ対策を行うことによって、法律に基づき妨害無しに十分な受信強度を確保可能なことや、MBSからの信号は暗号化されているので、受信側が不実の信号に惑わされない、問題を解決することができるそうです。

GPS/GNSSと互換性を持った社会インフラ型測位システムで屋内外を繋ぎ目なく測位することが実現していく。また、社会を支える安心、安全のGPS/GNSSのバックアップシステムも実現していくとのご紹介がありました。

私が今回ご紹介した内容はイベントのほんの一部ですが、期間中は会場開催とオンライン開催なら全国どこからでも無料でどなたでもイベントを視聴することができました。各団体の様々な取組や最先端技術を知ることができ、大変貴重な機会となりました。G空間EXPOは毎年12月に開催されているそうなので、皆様も会場開催やオンライン開催に参加されてはいかがでしょうか。

広報員 岡林友紀(高知会)

免税事業者のみなさまへ

令和5年10月1日から

消費税

インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、
インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください



～ A社さんのケース ～



A社さん、インボイス制度のこと検討してます？
お互いに関係があるみたいなんですよー

インボイス制度ですか・・・？



インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

- ▶ 買手は、**仕入税額控除**の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス**（適格請求書）を**保存する必要があります**
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前に**インボイス発行事業者**（適格請求書発行事業者）の**登録を受ける**必要があります、登録を受けると、**課税事業者として消費税の申告が必要**となります

売手
(インボイス発行事業者)



買手
(課税事業者)



A社さんの 疑問

疑問 1 仕入税額控除ってなに？

疑問 2 当社が登録しないと
どうなるだろう・・・
B社さんにどんな関係が・・・？

疑問 3 申告って、どう計算するの？
課税事業者は、売上げの10%を
納税しなきゃいけないの？

疑問 4 登録を受けるかどうか
って、どう判断したらいいの？

疑問 5 インボイスって
どう作ればいいの？



国 税 庁

【法人番号】7000012050002

疑問 1 仕入税額控除ってなに？

▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

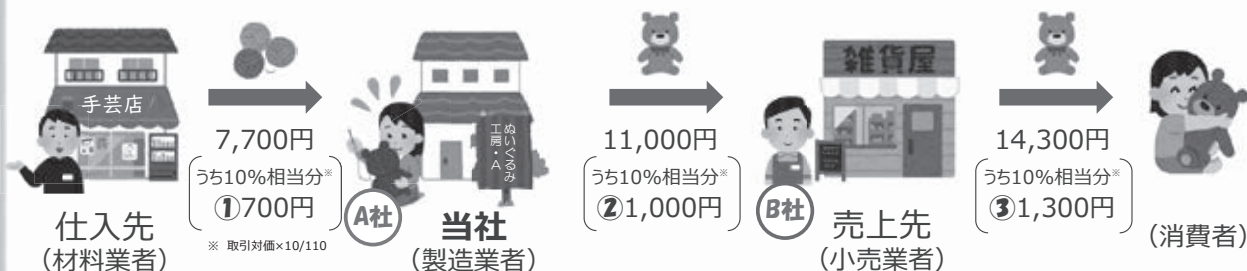
差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
インボイスの保存
が必要

インボイスがなければ
仕入税額控除できない※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



疑問 2

当社が登録しないと
どうなるんだろう…

登録をしないと、
売上先 (B社) にインボイスを交付できない
そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ
仕入税額控除ができない
ということは…

$$\begin{array}{rcl} \text{③} & & \text{②} \\ 1,300\text{円} & - & 0\text{円} \\ \text{売上税額} & \text{仕入税額} & \\ = & & \\ \text{1,300円} & & \end{array}$$

売上税額 仕入税額 納付税額

1,000円の控除不可

ポイント

当社 (売手) がインボイスを交付した
場合と比べ、**売上先 (買手) の納
付税額が大きく**計算されます※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置

(インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて)
制度開始後 6 年間は、仕入税額の一定割合を控除でき
ます (請求書の保存など、要件があります)

※ 一定割合 ⇒ 【令和 5 年 10 月～令和 8 年 9 月】 80%
【令和 8 年 10 月～令和 11 年 9 月】 50%

疑問 3

申告って、どう計算するの？
売上げの10%を納税
しなきゃいけないの？

課税事業者になったとしても、インボイスを
保存し、仕入税額控除を行えば…

$$\begin{array}{rcl} \text{②} & & \text{①} \\ 1,000\text{円} & - & 700\text{円} \\ \text{売上税額} & \text{仕入税額} & \\ = & & \\ \text{300円} & & \end{array}$$

売上税額 仕入税額 納付税額

控除可能

ポイント

納付税額は、**売上げの10%ではなく、
仕入税額控除後の金額**です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

一定の場合、**簡易課税制度**を
適用することができます

👉次ページへ

▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

売上げの消費税額 ^{マイナス} 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上税額が分かれば
納付税額の計算が可能

売上げの消費税額 × みなし仕入率

前ページの例だと…

ステップ1

1,000円 × 70% = 700円
売上税額 みなし仕入率 仕入税額

ステップ2

1,000円 - 700円 = 300円
売上税額 仕入税額 納付税額

ぬいぐるみ
製造業
A社

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品）	80%
第三種	製造業、農林漁業（飲食料品除く）等	70%
第四種	その他事業（飲食店業等）	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を図ることができます

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

（注）簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です
その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

疑問 4 登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- ❑ 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- ❑ 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- ❑ 消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- ❑ 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- ❑ 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- ❑ 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください



インボイス発行事業者となる場合…

疑問 5

インボイスって、
どう作ればいいの？



ポイント

「インボイス」という名称の書類
を新たに作成する必要はなく、
現在の請求書や領収書等に不足す
る項目を追加するイメージです

～ 請求書の対応例 ～

※ 下線部は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

請求書		
① 交付先の相手方 (売上先) の 氏名又は名称	(株)〇〇 御中	④ 売手 (当社) の氏名 又は名称及び登録番号 ▲▲▲▲(株) 登録番号T1234...
② 取引年月日	日付	品名
	11/1	魚 ※
	11/1	豚肉 ※
	11/15	割りばし
	11/29	タオルセット
		金額
		5,000円
		10,000円
		1,000円
		2,000円
③ 税率ごとに区分 して合計した対価 の額及び適用税率	※ 軽減税率対象	
	8%対象 15,000円	消費税1,200円
	10%対象 3,000円	消費税 300円
	⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目 である旨)	
	⑥ 税率ごとに区分 した消費税額	

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記（①から⑥）の記載事項を満たした
ものであればインボイスになります**（請求書に限られません）
- ▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません**
どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**
- ▶ **売上先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します**

登録 手続

インボイス発行事業者の登録を受ける場合は、**登録申請書の提出が必要です**。
登録申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です

申請手続



もっと 詳しく

国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています
日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、
申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

令和4年2月
(令和4年12月改訂)

説明会



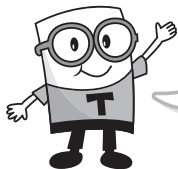
特設サイト



事務負担軽減?
補助金も?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?

税負担軽減?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け

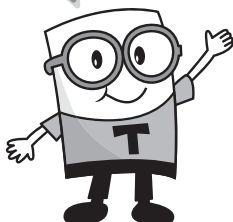
納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることができます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!



事例

売上700万円(税額70万円)※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶

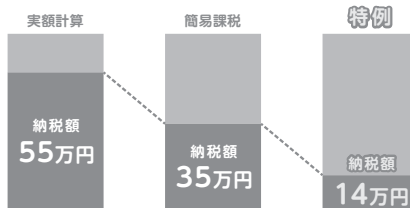
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶

70万円 - 35万円※ = 35万円

※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる **売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけ**で、**簡単に申告書が作成**できるようになります!

また、**事前の届出も不要**で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省
Ministry of Finance, Japan

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

対象 小規模事業者

補助上限 50~200万円(補助率2/3以内)※一部の類型は3/4以内

▶100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)

補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

対象 中小企業・小規模事業者等

補助額 ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内)※下限額を撤廃

PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)

補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1~6月)の
課税売上が5千万円以下の方

対象となる期間 令和5年10月1日~令和11年9月30日



すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!

振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

対象になる方 すべての方

対象となる期間 適用期限はありません。



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで

税制改正案の
内容



持続化補助金



IT導入補助金



インボイス制度
特設サイト



■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで



0120-205-553

フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

地籍問題研究会

第33回定例研究会概要報告

地籍問題研究会幹事

柳澤 尚幸(日本土地家屋調査士会連合会副会長)

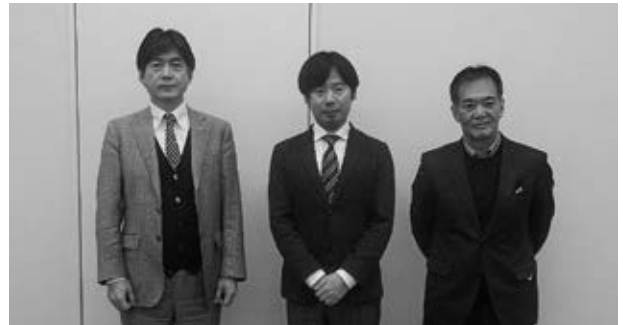
2022年12月3日、地籍問題研究会第33回定例会が、日本出版クラブ会館において、会場約30名、ウェブ約80名の参加を得て開催されました。今回は、日本土地家屋調査士会連合会研究所における令和4年度研究概要 中間報告会として企画され、研究員10名が各自の研究テーマについて、おおむね10分程度の発表を行い、その後ウェブや会場から寄せられた意見・質問について意見を交換しました。発表の様子は、ウェブでのラ



開会の挨拶をする岡田会長

イブ配信のほか、日本土地家屋調査士会連合会ウェブサイト「会員の広場」においてもアーカイブでの公開(公開期間2023年1月31日

まで)をしました。各研究員の研究内容については、会報誌「土地家屋調査士」(2022年10月号～2023年1月号)に順次掲載されておりますので、そちらも参照いただければと思います。研究員におかれましては、自らの業務に充てる時間を割き、土地家屋調査士業務に有益となる研究に取り組んでいただいておりますことに改めて敬意と感謝を表すとともに、更なるご活躍を期待申上げる次第です。本報告会での意見交換等も踏まえ、各研究とも最終報告の取りまとめに向け順調に進んでおります。土地家屋調査士がその使命を果たし国民の信頼に応えるためには、研修や日常業務を通じての研究はもとより、近代日本の成立から現代社会へと続く、不動産に係る権利の明確化のための法整備及びそれを正確に具現化する技術革新等々の歴史、そして未来の不動産の在り方までをも俯瞰する多くの知識や見識を習得し続けなければなりません。本研究が今後の会員各位の業務に活かされ、土地家屋調査士制度発展へと続くことを願っております。



柳澤副会長・三田村研究員・近江研究員



城戸崎研究所長・本多研究員・平泉研究員・那須研究員・浅里特任研究員



伊藤研究員・諏佐研究員・徳永理事



古尾研究員・山中研究員・片岡研究員・小比賀理事

続

続!!

愛しき我が会、我が地元

Vol. 109

鳥取会

『日本百名山鳥取大山と広報グッズの紹介』

鳥取県土地家屋調査士会 西部支部 妹尾 真人

鳥取県といえば、鳥取砂丘を思い浮かべる方が多いかと思います。一度は観光に来られた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

そのようなこともあり鳥取会では2年前の土地家屋調査士制度70周年記念事業として「砂像」を作成し、土地家屋調査士の制度をアピールしました(2021年2月号の連合会報に掲載しています)。

この作成した「砂像」には、背景として大山だいせんも作成しています。この度、寄稿の話があつてから、砂像のことを思い出し、前回は鳥取東部にある砂丘や砂をモチーフにしていたので、今回は私の地元、鳥取西部にある大山だいせんについて紹介します。そして鳥取会の広報グッズについても後ほど紹介します。

鳥取大山の紹介

大山は、鳥取県西部にある中国地方最高峰(標高1729m)の独立峰で、国立公園に指定されており、日本百名山や日本四名山の一つに数えられています。

大山を囲うように環状道路が走っていますので、車で一周するとその全容を確認することができ、絶景を楽しむことができます。見る場所によりその形が変わり、北側や南側から見ると険しい表情を見せますが、西側から見ると富士山と似ていることから「伯耆富士」とも呼ばれています。

大山は百名山だけあって、ツアー客も含めて県外からの登山者も多く訪れ、特に新緑や紅葉の季節ともなると登山道が渋滞し、なかなか先に進めなくなるほどです。また積雪時であっても天気の良い日ともなると、登山者の他にスノーシューやバックカントリーなどを楽しむ人も多くいらっしゃいます。

また水も豊富で、日本の滝百選の一つでもある大山滝にも代表されるように、その圧倒的な水量を確認できます。

水の関連でいえば、山麓にサントリーの工場があり、「奥大山の天然水」として親しまれています。

今もテレビで流れているかは分かりませんが、この「奥大山の天然水」のCMに歌手の宇多田ヒカルさんが出ておられ、岩に座ってこの天然水を飲むシーンがあるのですが、この岩が別名、「ヒカル岩」とか言われており、この岩を目指して登ってこられる方もいらっしゃるようです(ユーチューブでは見えます)。ちなみにこの岩があるのは山陰のマッターホルンと呼ばれる鳥ヶ山からすがせんという山ですが、この辺りに行くと登山者の間で「どの岩だ」というような話をされています。実際どの岩なのかを特定するのは難しいです。

話がそれますが、鳥取会の先輩からお聞きした話で、鳥取会では昔、会員で登山をしたこともあるそうです。鳥取会は本会で旅行を計画したりしますの



手前が鳥ヶ山、右奥が大山



大山北側から見る風景

で、親睦を兼ねての登山だったのかもしれませんが。現在では数年前に偶然ぱったりと登山道ですれ違った鳥取会員の方と登山することもあります。

広報グッズの紹介

鳥取会では昨年、広報活動の一環として冬のジャンパーを作りました。ジャンパーにはロゴが入っています。このデザインは「広い大地にそびえる建物を、大きな太陽が照らすという情景から、我々の業務の希望ある未来」をコンセプトにしています。

このジャンパーですが、会員の方から「素材もしっかりしていて、温かく」、現場作業にはとても良い

そうです。鳥取県は雪が降る地域ですので、私も着ていますが、同じように感じています。

またワンポイントでロゴが入っていますので、土地家屋調査士の広報活動にもなると思います。少しでも知名度向上に役立てれば幸いです。

この度は鳥取砂丘とならんで鳥取県を代表する大山をメインに、そして広報グッズを紹介させていただきました。

大山は、観光名所であることはもちろん、森と水に恵まれ、一年を通して、四季折々に表情を変え、癒しを与えてくれますので、近くにお越しの際は是非、足を運んでいただけると嬉しいです。



積雪時の山頂から見る風景



冬用ジャンパー



山形会

『自然と人間が調和している街、山形』

山形県土地家屋調査士会 広報部長 山田 英実

我が山形県は、東京から北へ約300km、山形新幹線を利用いただくと約3時間でお越しいただくことができます。皆様には全国生産量の7割を占める「さくらんぼ」や「米沢牛」と鮮やかな四季で知られていると思います。

山形県はその地勢や江戸時代の幕藩体制のなごりから、置賜、村山、最上、庄内の4つのエリアに分かれ、地域ごとに言葉や食べ物などの文化が違います。日本百名山に数えられる蔵王、月山、鳥海、吾妻、飯豊、朝日と秀麗な山々に囲まれ、南から連なる米沢、山形、新庄の各盆地と庄内平野を「母なる川」最上川が流れる美しい自然に恵まれた地域です。

その昔、俳聖・松尾芭蕉は「奥の細道」の156日間のほぼ三分の一に当たる43日間を山形県で過ごしたといわれ、「閑さや岩にしみ入る蟬の声」、「五月雨を集めてはやし最上川」など皆様ご承知のことと思います。

ここ数年はラーメンの消費支出額が日本一を争うまでとなり、県内各地でおいしいラーメンを食べることができます。山形では外食はもちろんですが、お客様に昼食等はラーメンを出前配達してもらうのが文化となっております。私の住む南陽市では全国でもここだけの「ラーメン課」なるものが設置され、様々なプロジェクトを仕掛けております。新横浜

ラーメン博物館でも長年出店している地元の「龍上海」は連日行列を作っております。

広報・社会事業としては、ここ数年継続して地理的中心地に位置している将棋の駒でも有名な天童市の天童南部小学校で「地上絵」作成の事業を実施しております。

毎年、6年生約110名を対象に、平板測量にて校章をグラウンドいっぱいに描いています。授業で日々学習している算数が仕事に役立つことやこんな仕事もあることを伝えながら、コロナ禍で様々な学校事業が制限される中、我々土地家屋調査士会員と子供たちが共同で作業することにより小学校生活の思い

出作りにもなっておるようで、卒業アルバムにも掲載していただいております。近い将来、卒業生から我々の仲間になる生徒が出てくることを期待しています。

マスコミ各社にも夕方のニュースや新聞紙面で取り上げていただき、一般の方々への広報にもなっているものと思います。

会員単位で子供の学校行事や地域のイベントでの職業紹介をしている会員もおりますが、今後も山形会らしい広報・社会事業を展開していきたいと思いを。



1月
23日

第4回オンライン登記推進室(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについての申請用総合ソフト等、登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システム(不動産登記)のプログラム変更に係る対応について
- 2 土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱い(調査士報告方式)に関する注意喚起について
- 3 オンライン登記申請に係るeラーニングコンテンツの作成について

23、24日

第8回社会事業部会

＜協議事項＞

- 1 地図の作成及び整備等に関する事項について
- 2 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項について
- 3 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項について

24日

令和4年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同

＜協議事項＞

- 1 オンラインによる相談及び調停について

24、25日

第8回財務部会(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 予算執行の適正管理について
- 2 特別会計の在り方の検討について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 4 令和5年度予算(案)について
- 5 役員手当の改正について
- 6 顧問税理士の選任について
- 7 福利厚生及び共済事業の充実について

25日

土地家屋調査士CPD評価検討委員会

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士CPD制度の現状について

- 2 今後の土地家屋調査士CPD制度について

25、26日

第5回総務部会

＜協議事項＞

- 1 諸規則の一部改正等について
- 2 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和4年追加)」について
- 3 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 4 商標利用に関する対応について
- 5 土地家屋調査士法人業務処理マニュアルの見直しについて
- 6 令和5年土地家屋調査士試験委員に対する旅費交通費の支払について
- 7 第79回定時総会の質問要望の対応について
- 8 各部等からの照会対応について
- 9 令和4年度第2回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 10 第80回総会までの準備スケジュールについて
- 11 労働者からの給与のベースアップ及び規定にない運用の改善の申入れについて
- 12 土地家屋調査士法人の登録事務遅滞に係る再発防止策について
- 13 登録管理システムのリニューアルについて
- 14 令和5年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について

第6回研修部会

＜協議事項＞

- 1 令和5年度土地家屋調査士新人研修について
- 2 研修管理システムの導入について
- 3 第19回土地家屋調査士のeラーニング化について
- 4 研修体系の確立について
- 5 令和5年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 6 CPD評価検討委員会の議題について

第9回広報部会

＜協議事項＞

- 1 SNSの更なる活用について
- 2 動画コンテンツの制作について
- 3 広報イベントへの参画等について
- 4 全国一斉不動産表示登記無料相談会の次年度以降の開催について
- 5 受験者の拡大に向けた活動について
- 6 全国広報担当者向けセミナーについて
- 7 会報の編集及び発行に関する事項について

26日

第4回会報「土地家屋調査士」編集会議(電子会議)
＜協議事項＞

- 1 会報の編集及び発行に関する事項について

研究所第6回研究テーマ「先端技術及びビジネスモデル」会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 令和4年度今後の研究進め方及び最終報告取りまとめ等について

27日

研究所第6回研究テーマ「歴史的地図・資料」会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 令和4年度今後の研究の進め方及び最終報告取りまとめ等について

31日

第7回研究所会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 令和4年度の研究状況及び最終報告取りまとめ等について(報告・情報共有)
- 2 日本土地家屋調査士会連合会研究所「研究報告書の取扱い」(案)について
- 3 令和5年度(次期)研究所への申し送り事項について
- 4 令和5年度研究所事業計画(案)及び同予算(案)について

2月

1、2日

第9回業務部会

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士業務取扱要領に関する事項について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 令和4年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について
- 4 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応について
- 5 業務マニュアル等の作成について
- 6 ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアルについて
- 7 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムについて
- 8 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号の改正について
- 9 「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」の運用に係る事務

取扱要領等の収集について

- 10 年計報告書の取扱いについて
- 11 登記所備付地図データのG空間情報センターを介した一般公開について
- 12 令和4年度業務部報償費(案)及び令和5年度予算(案)について

第3回日調連ADRセンター会議

＜協議事項＞

- 1 令和4年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同の総括について
- 2 令和5年度以降の日調連ADRセンターの活動について

6日

第3回制度対策本部会議

＜協議事項＞

- 1 令和4年度制度対策本部事業の総括について
- 2 令和5年度制度対策本部事業への申し送り事項について

8日

第13回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 令和4年度第8回常任理事会の対応について
- 2 令和4年度第13回正副会長会議で協議をお願いしたい事項について
- 3 連合会事務局における管理職の待遇改善の申入れについて

第5回オンライン登記推進室会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は囑託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについての申請用総合ソフト等、登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システム(不動産登記)のプログラム変更に係る対応について
- 2 登記・供託オンラインシステムに係るアンケート・インタビュー調査について
- 3 オンライン登記申請に係るeラーニングコンテンツの作成について

8、9日

第8回常任理事会

＜審議事項＞

- 1 連合会役員等選任規則に基づく選挙管理委員会委員の選任について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会役員等選任規

- 則第3条第2項に規定する理事会選考理事候補者及び同条第3項に規定する理事会選考監事候補者の選出について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会則及び関係規則等の一部改正(案)について
 - 4 日本土地家屋調査士会連合会特定個人情報取扱規程の一部改正(案)について
 - 5 周年事業特別会計及び財政調整積立金特別会計の廃止並びに日本土地家屋調査士会連合会会計規則及び同連合会特別会計規程の一部改正(案)について
 - 6 令和5年度土地家屋調査士新人研修の開催方法について
 - 7 令和5年度土地家屋調査士新人研修の受講者募集について
- <協議事項>
- 1 登録事務の改善について
 - 2 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
 - 3 職員就業規則等の見直しについて
 - 4 令和4年度の各種委員会委員等への報償費について
 - 5 日本土地家屋調査士会連合会役員等給与規程の見直しについて
 - 6 連合会が行う契約について
 - 7 登記基準点認定規程の一部改正(案)について
 - 8 業務情報公開に係る株式会社ゼンリンとの

- 機密保持契約及び使用許諾申請書兼承諾書の期間延長について
- 9 研修管理システムの導入について
 - 10 各種アンケートの実施方法について
 - 11 勤怠管理システム及び給与計算の外部委託先について
 - 12 令和5年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について
 - 13 第80回総会までの準備スケジュールについて
 - 14 令和4年度第2回全国ブロック協議会長会同の運営等について

14日

研究所第8回研究テーマ「不動産取引」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和4年度最終報告の取りまとめ等について

15日

第9回社会事業部会

<協議事項>

- 1 地図の作成及び整備等に関する事項について
- 2 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項について
- 3 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項について

SDGsで 未来を照らす

社会課題の解決に向けたSDGs取組

地球環境との 共生



脱炭素社会への移行や自然資本・生物多様性の保全・回復に資する商品・サービス、気候変動への適応策の提供を通じて、自然と調和した経済・社会を目指します。



革新的 テクノロジー



自動運転や社会のIoT化に伴うサイバーリスクの発現を未然に防止する商品・サービスの開発や新しい産業創出に伴うリスクに対するソリューションを提供します。



強靱性・回復力



社会インフラの老朽化や災害に強いまちづくりに対して、データやAIを活用した防災・減災の提案、早期復興対策など新たな価値を提供します。



包摂的社会



誰もがアクセスしやすい商品・サービスの提供や、バリューチェーンまで含めた人権課題への対応、ダイバーシティ&インクルージョンの推進などに取り組みます。



連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



1月16日
～2月15日

JR水道橋の駅から南に真っすぐ1キロほど歩くと、本の街・神保町にたどり着くことは以前のレポートでも紹介したが、最近、神保町に本の街以外の顔を認識するに至った。神保町は、スポーツ用品店の街でもあったのだ。流行りのキャンプ用品、本格的な登山用品、ゴルフ用品、スキー用品、ランニング用品、サーフボードショップにスケートボード専門店と多種多様なスポーツ用品の店が存在しており、本の街と併せ持った顔で老若男女を引き寄せている。

1月

17日 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 新年賀詞交歓会

不動産鑑定士協会の吉村会長とは、様々な会合で顔を合わせる機会が多く旧知の間柄である。感染対策に工夫を凝らしての賀詞交歓会開催であり、関連団体の皆さんと親しく歓談させていただいた。

17日 東京土地家屋調査士会、東京土地家屋調査士政治連盟、東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会 新年交礼会

東京会、東京政連、東京公嘱による新年交礼会が東京ドームホテルにて開催され出席。小池東京都知事も来賓として駆けつけられ、土地家屋調査士への期待を込めたメッセージを拝聴した。

17、18日 令和4年度第2回全国会長会議の議事運営等に係る打合せ

翌日から開催する全国会長会議及び新年賀詞交歓会の議事及び運営等に関して打合せを行う。今回の全国会長会議では山形会の今野会長に座長役をお願いさせていただいたが、対面での会長会議も久方ぶりとなるので、会議の流れ等を入念に確認した。

18日 令和5年新年賀詞交歓会

連合会と全調政連、全公連による新年賀詞交歓会を感染対策を徹底して3年ぶりに開催。人数を絞らせていただいたり、時間を短縮したりで失礼も多々あったと思うが、多くの笑顔が咲く賀詞交歓会となり、全ての皆さんに感謝。

18、19日 令和4年度第2回全国会長会議

対面による全国会長会議を開催。連合会が取り組んでいる事項等の説明及び意見交換を中心に会議を進行。私からも令和5年度事業方針大綱(案)をお示しし、説明をさせていただいた。

19日 三者打合せ(狭あい道路解消に向けた取組等について)

連合会では、全調政連、全公連と連携し、地域防災と地域互助の観点から狭あい道路の解消に向けた取組を展開している。この日は、次年度に向けた方向性を確認し、意見交換を行った。

19日 日本司法書士会連合会・同政治連盟・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート・司法書士国民年金基金・全国公共嘱託登記司法書士協会協議会 令和5年新年賀詞交歓会

日司連とその関連団体が新年賀詞交歓会を開催するのも3年ぶりだそう。柳澤副会長とともに参加させていただき、小澤日司連会長をはじめ多くの皆さんと歓談と情報交換をさせていただいた。

20日 令和5年埼玉土地家屋調査士会等の新春交礼会

埼玉会の新春交礼会に出席。埼玉県選出の国会議員の方々や埼玉県知事、県議会議員の皆さんに参集いただき、盛会に開催されており多くの笑顔に包まれた時間を過ごさせていただいた。

24日 令和4年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同(電子会議)

ADRセンター担当者会同に会長室からリモートにて参加させていただき、挨拶の中で、各地のセンターの現状と多様性を踏まえた情報交換と意見交換をお願いさせていただいた。

25日 土地家屋調査士CPD評価検討委員会

連合会では、平成29年からウェブサイトにおいてCPD履歴情報を公開しているところであり、この

日は有識者の先生方にも参集いただいて、土地家屋調査士CPD評価検討委員会を開催。社会貢献の視点からの利活用など、多くのご示唆をいただいた。

26日 千葉県土地家屋調査士会等の新春賀詞交歓会
千葉会の新春賀詞交歓会に参加。こちらも3年ぶりの対面開催となり、大勢の皆さんが久しぶりに顔を合わせ、温かい雰囲気が漂う中でご挨拶をさせていただきました。

28日 清田明弘氏「旭日小綬章」受章祝賀会
元日本税理士会連合会副会長の清田先生の旭日小綬章受章祝賀会が松山市で開催され出席。清田先生とは地元が同じということもあり、上京時の搭乗飛行機が一緒になることも度々あり、何かとお世話になったところである。祝賀会には神津日税連会長も出席されており、ご挨拶と日頃のお礼を申し上げた。

30日 福岡県広川町役場の新庁舎建物表題登記の納品の式典
野中連合会副会長のお膝元、福岡県広川町役場庁舎の新築に当たり、建物表題登記申請に携わった地元会員、野中連合会副会長、日野福岡会会長とともに成果品の納品式典に臨む。建物表題登記の実施と式典を挙行いただいた渡邊町長はじめ広川町の皆さんに御礼を申し上げた。

2月

2日 伊予の潤喫茶、マスターと語ろう

今回は、単位会の広報を担当している方々に来店いただき、自由な感性で語り合う場を企画した。次の開店時にも多くの土地家屋調査士の皆さんに来店をお願いしたい。

8日 第13回正副会長会議

常任理事会前の正副会長会議を招集し、懸案事項の整理と対応を協議した。

8、9日 第8回常任理事会

令和4年度末を見据えての常任理事会を開催。各部長、各副会長からの活動報告の後、7項目の審議事項と15項目に上る協議事項について議論を展開した。

10日 衆議院議員しなたけし「第92回勉強会」

立憲民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟においてお世話になっている、階猛先生のセミナーに参加。今回は「通常国会の課題」について拝聴した。

13日 令和4年度全国理事長会議

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会に所属する協会の理事長会議が開催され、ご挨拶の機会をいただいた。私からは、土地家屋調査士制度は大きな変革の時を迎えようとしており、全公連と全調政連、日調連の三者による連携と連動により、一層の発展を目指すためにも協力をお願いさせていただいた。

第38回

写真コンクール 作品募集

あなたの作品で
会報の表紙を
飾りませんか

メールでの応募も
可能です！

スマートフォンで撮影した
写真も応募可能です。

連合会及び日調連共済会では親睦事業の一つとして、写真コンクールを下記の要領で開催いたします。

「調査士ノ目線部門」と「自由部門」の二部門制となりますので、奮ってご応募ください。選外の方にも参加賞がありますので、皆様からのたくさんのご応募お待ちしております。

■ 応募資格

土地家屋調査士会員とその家族及び補助者
各土地家屋調査士会の役員及び事務局職員とその家族
日本土地家屋調査士会連合会の役員及び事務局職員とその家族

■ 部門

①調査士ノ目線部門

(業務の光景等、土地家屋調査士ならではの目線で撮影された写真)

②自由部門

※両部門とも組写真・加工した写真は不可

■ 応募写真

- ・各部門1人2点まで応募可能です(両部門へ応募の場合、最多4点まで応募可能です)。
- ・スマートフォンで撮影した写真も応募可能です。

(1) プリントした写真の場合

四ツ切又は六ツ切(デジタルカメラによる場合は、A4又はB4の写真専用紙にプリントしたもの)

(2) 電子データの場合(ファイル形式はJPEGに限る)

電子データで応募された作品は、審査に当たり、A4サイズに印刷します。色合い等についてはイメージと異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■ 締切日

令和5年5月8日(月) 必着

■ 結果発表

令和5年6月頃の予定です。

■ 賞 (副賞はいずれも予定です。)

入賞 (10名程度)

- | | |
|---------|-----------|
| ・連合会長賞 | 賞状及び賞金5万円 |
| ・金賞 | 賞状及び賞金3万円 |
| ・銀賞 | 賞状及び賞金2万円 |
| ・銅賞 | 賞状及び賞金1万円 |
| ・は一もに一賞 | 賞状及び賞金1万円 |

※インターネット投票の上位作品

入選 (数名) 賞状及び賞金5千円

佳作 (数名) クオカード3,000円分

参加賞 (選外の方) クオカード1,000円分

※入賞及び入選作品は、連合会総会会場に展示するとともに、一部の作品を連合会会報に掲載する予定です。また、一部の作品については、本誌の表紙に使用する予定です。

■ 主催

日本土地家屋調査士会連合会
日本土地家屋調査士会連合会共済会

■ 審査員

写真家 (予定)
日本土地家屋調査士会連合会長
日本土地家屋調査士会連合会共済会長

■ 応募上の注意

- (1) 未発表の作品に限ります。
- (2) プリント写真での応募において、作品の返却を希望される方は、応募票の返却希望欄の「する」にチェックを入れ、返送先を記入及び送料分の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、ご応募ください。
※入賞及び入選作品は、返送いたしかねます。
※返信用封筒や送料分の切手が同封されていない場合、返送いたしかねます。
※返却の希望がない場合、審査終了後1年間保管した後に処分いたしますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 応募作品の著作権は撮影者にありますが、作品の優先使用权等は主催者に帰属するものとし、主催者が作成する印刷物や刊行物及びウェブサイト等において無償で使用できるものとします（例：本誌の表紙）。
なお、使用の際には、改めてご連絡いたします。
- (4) 被写体が人物や特定の建造物の場合は、肖像権・著作権の侵害にならないようご注意ください。第三者から肖像権等の侵害の申出があった場合は、応募者において対処いただくものとし、当連合会は一切の責任を負いません。
- (5) 応募作品が公序良俗に反していると認められる場合及び第三者の迷惑になる行為や環境を害する行為等のマナー違反があったと判断した場合は、審査の対象外とする場合がありますのでご注意ください。
- (6) 画像の合成、編集、加工は不可ですが、明るさなど多少の画質補正は可とします。
- (7) 応募作品の取扱いには十分に注意いたしますが、万一の事故に対する責任は負いかねますので、ご了承ください。
- (8) 応募票の個人情報は、本コンクール及び（3）においてのみ使用します。

■ 応募方法

(1) プリント写真で応募する場合

写真の裏面に応募票（このページをコピーしてご利用ください。）を貼付の上、次の宛先まで送料応募者負担でお送りください。

〒101-0061

東京都千代田区神田三崎町1-2-10

土地家屋調査士会館

日本土地家屋調査士会連合会 写真コンクール係

※連合会ウェブサイト「会員の広場」（会員専用サイト）の「日調連共済会」ページに、応募票のWord及びExcelファイルを掲載しておりますので、ご利用ください。

(2) 電子データで応募する場合（ファイル形式はJPEGに限る）

①メール

応募票を添付の上、次のメールアドレスまで件名を「第38

回写真コンクール」としてお送りください。

なお、QRコードからもメールアドレスを読み込むことができます。

rengokai@chosashi.or.jp

※メール1通当たりの容量は5MB以内とします。

作品のデータサイズが大きい場合は、データの圧縮やメールの分割等により、5MB以内に収めてください。

②CD-R

作品データが入ったCD-Rを、(1)の宛先まで送料応募者負担でお送りください。応募票は、データをCD-Rに添付又は印刷したものを同封してください。

なお、CD-Rは返送いたしかねます。



■ 問合せ

日本土地家屋調査士会連合会

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

第38回写真コンクール 応募票

題 名			部 門	☐ 1（調査士ノ目線部門） ☐ 2（自由部門）
フリガナ			所属会	
氏 名			登録番号	
住 所	☐ 事務所／勤務先 ☐ 自宅	〒		
T E L			メールアドレス	
撮影日時 及び場所	西暦 年 月 日 場所		撮影データ	(※カメラ・レンズ等の機材)
返却希望 (プリント写真のみ)	☐ する	☐ しない	肖像権	☐ 確認済み
作品コメント				

・住所欄は、審査結果及び副賞等の送付物が届く宛先をご記入ください。

・登録番号欄には、下記を参考にご記入ください。

土地家屋調査士会員の家族や補助者（例 9999・子）（例 9999・補助者）

各土地家屋調査士会等の役員や家族（例 役員）（例 役員・子）

各土地家屋調査士会等の事務局職員や家族（例 事務局）（例 事務局・妻）



調査士カルテMap通信

「調査士カルテMapで経費削減」

鳥取県土地家屋調査士会 安養寺 務

私は鳥取県東部地域で業務をしています。日本土地家屋調査士会連合会ホームページに掲載されている業務報酬統計資料を見ますと、鳥取の分筆登記の報酬は約29万円(中央値)となっています。東京の69万円は別格ですが、全国と見比べましても鳥取の報酬は最下位付近のようです。

そんな経費を少しでも安く抑えたいところで業務をしている私ですが、調査士カルテMapの月額3,300円は高いと感じたことはありません。むしろ経費削減になって有り難いと感じています。

県東部のゼンリン住宅地図を購入するととなると合計で7万円強となります。近隣地域も入れると10万円くらいになります。これを数年ごとに買い替えるとなると結構な金額です。それに印刷して役所の立会申請書や登記申請書に添付をするとなると複製許諾書(220円)が1手続ごとに発生します。さらに事件関係者への案内のために印刷するには複製利用の申請が必要になります。軽視できない時間コストです。コミコミ3,300円の調査士カルテMapは有り難い存在です。

私は料金が魅力で導入したのですが、全国のまだ導入されていない方々はお金の問題ではないと思いますので、そのほかに私が便利だなと思った使い方をご紹介いたします。

鳥取県は土地を代々相続して相続人がそこに住み続けることが多い土地柄ですが、それでも所有者の住所が県外となっているケースが増えてきました。近年の所有権移転登記であれば問題ありませんが、20年くらい前の登記ですとそこに住み続けていないかもしれません。そんなとき、全国の住宅地図見放題の調査士カルテMapで調べれば解決します。お住まいでしたら立会依頼書をすぐ郵送できますので、職権請求を使用して調査するより時間もお金も節約になります。

続いて、事件情報の登録機能です。事件情報をデータベース化している方は多いと思います。といいいますかCAD等で自然と勝手にデータベースが出来上がっている訳ですが、検索するには文字のキーワードが必要になります。調査士カルテMapなら文字が要りません。もちろん所在地等を入力して検索できますが、アバウトに地図を表示して検索ボタンをクリックすると、登録された事件情報が表示されま



す。地図上に表示されたポイントマークを見るだけで当時の記憶が蘇って、問い合わせた方への返事等次の行動に移るのも早くなると思います。これもまた時間コストの削減につながります。

登録した事件情報は、自身のデータベースとして利用するだけでなく、共有ページで公開することが可能です。地積更正登記まで至らない筆界確認業務で作成された地積測量図は、その存在を知られないままになることもあるかと思います。調査士カルテMapに登録しておけば、隣地を調査する方から情報提供を求められ、埋もれる存在だった地積測量図が活きてきます。この先事件情報の登録が増えてきて、隣地の情報が公開されているにもかかわらず、その事件情報にアクセスしないまま業務を行うと調査ミスと判断されるかもしれません。調査士カルテMapを利用しないことがリスクになる前に、早めの導入をご検討いただいた方がよいかもしれません。

そんな便利な調査士カルテMapですが、一つ残念なのは事件情報の共有ページでファイルデータが利用できないことです。誰が地積測量図を保有しているかまでは分かるので、その方に提供のお願いに行けばいいのですが、調査士カルテMap上でファイルデータも得られれば更に便利になります。この機能が利用できるように願うばかりですが、そのためには土地家屋調査士全員が利用して、実績と信頼を積み重ねる必要があるのでしょう。そんなの無理だと言わずに皆さん。将来の後輩たちのためにとか格好を付けたことは言いませんが、実現すれば現在の私たちも格段に便利になりますので、導入されていない方は是非導入をお願いします。



筆界をあきらかに、未来をすこやかに。
日本土地家屋調査士会連合会
 Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

**住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能！**
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

**著作権許諾証つき
地図印刷！**

**地図上で事件簿
管理ができます！**

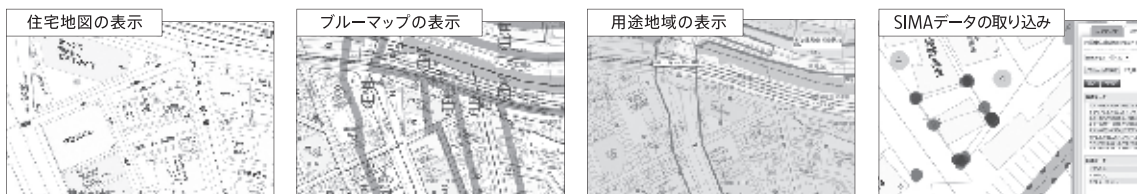
**SIMA図示や
多彩な地図検索！**



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

地図機能について

「調査士カルテ Map」では、以下地図機能のご利用が可能です。



住宅地図全国閲覧可能

ゼンリン住宅地図を全国閲覧できます。また、ブルーマップ(ゼンリン保有地区のみ)も同時に閲覧できるため、地番での位置確認が簡単にできます。

地図上で事件簿管理が可能

調査情報・関連書類を地図上に登録可能なため、事件簿の一元管理ができます。登録したデータをCSV出力することで年計表作成にも役立ちます。

よくあるご質問

Q 「調査士カルテ Map」を契約するための条件などがありますか？

A ご契約には土地家屋調査士の資格を有している必要があり、「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要です。

Q 「調査士カルテ Map」を利用するためにソフトウェアのインストールは必要ですか？

A サービス専用のソフトウェアをインストールする必要はありません。通常のインターネットで Web ページを閲覧するように、Web ブラウザを通して当サービス URL からご利用いただけます。

Q 登録できる情報はどのようなものがありますか？

A 登録できる情報は、大きく以下の4つに分類されます。

1. 調査基本情報 ……調査位置や地番、業務内容などの調査に関する基本的な情報
2. 事件簿情報 ……受託番号や金額などの事件簿に記載する情報
3. 調査ファイル情報 ……申請書や調査図面などのデータファイル
4. その他所有情報 ……登記所や自治体、申請者から受領した情報

(システム上ではチェックボックスで情報有無のみ登録)
 ※情報公開範囲について：登録情報の業務分類によって異なります。詳しくは連合会 HP
 「会員の広場」→「調査士カルテ Map」紹介ページをご確認ください。

Q セキュリティ面は問題ありませんか？

A 個人情報漏洩対策として、SSL 暗号化通信を利用しています。

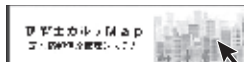
全国閲覧可 月額 **3,300円** (税込)

お申し込み月の月末まで**無料期間**をご用意しております

無料で利用できる期間を
ご活用ください！

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



← 連合会 HP 右下の
こちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
 (E-mail) kartemap@chosashi.or.jp

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和5年1月10日付

千葉 2260	石井 秀雄
栃木 956	藤本さなえ
山梨 422	白須 良平
大阪 3432	中川 敦志
京都 932	面 克敏
三重 921	伊藤 賢
広島 1932	岩崎 俊則
岡山 1424	大本 裕幸
福岡 2404	永田 翔一
鹿児島 1125	武石 佳華
鹿児島 1126	桐原 惇

令和5年1月20日付

千葉 2261	山川 浩二
栃木 957	平間 英之
群馬 1096	柳井 瑛貴
京都 933	平井 亘
和歌山 450	梶谷 行彦
愛知 3091	田中 宣匡
愛知 3092	森 安史
岡山 1425	森谷 精夫
釧路 361	齊藤 健介

登録取消し者

令和4年3月10日付

東京 5598	熊谷 勝美
---------	-------

令和4年10月14日付

茨城 777	蛭原 春樹
--------	-------

令和4年10月19日付

札幌 981	神林 健一
--------	-------

令和4年10月28日付

東京 6735	近藤 史城
---------	-------

令和4年11月14日付

東京 7998	細貝 周平
---------	-------

令和4年11月16日付

札幌 897	岡嶋 吉秋
--------	-------

令和4年11月24日付

愛知 1354	清水 達雄
---------	-------

令和4年12月1日付

石川 481	太田 征義
--------	-------

令和4年12月6日付

東京 4666	福澤 章裕
---------	-------

令和4年12月15日付

愛知 549	白井 門治
--------	-------

令和4年12月30日付

愛知 1512	伊藤 博
---------	------

令和5年1月10日付

東京 1971	石野 進
東京 4331	関島 治男
東京 5287	脇屋 勝
東京 5835	坂田 光男
東京 5907	佐藤 康雄
東京 7754	夏野 典子
神奈川 1287	飯島 章介
神奈川 2103	小林 忠志
千葉 1087	松本 晃次
千葉 1109	清水 政彦
茨城 1074	高橋 昭
茨城 1167	坂本 守伸
栃木 918	別井 則男
群馬 584	清水 勇一
長野 2008	北條 寛雄
長野 2550	小坂 祐司
新潟 1581	目黒 啓作
大阪 1944	北川 俊一
大阪 1951	尾西 睦男
大阪 2280	横山 隆至
大阪 2757	中西 義則
大阪 3377	吉田 珠美
愛知 1760	森田 茂
三重 644	花木 和昭
岐阜 754	米山 治
岐阜 1044	稲川 照人
広島 1383	原田 俊寛
岡山 1092	貝原柳太郎
岡山 1141	澤田 正美
岡山 1304	森島 幸政
岡山 1412	畑 俊光
福岡 1524	星野 涼二
福岡 2052	栗原 芳紀
佐賀 479	野田 勉

長崎 537 内野 義之

大分 852 大田 英人

熊本 838 山崎 信一

熊本 862 福田 秀晴

熊本 1075 福岡鋭一朗

鹿児島 906 長濱 雅章

宮城 762 吉田東亜夫

岩手 952 工藤 清見

高知 505 森沢 俊夫

愛媛 638 坂本 哲也

令和5年1月11日付

東京 7901	米澤 康夫
---------	-------

神奈川 3094	黒田 昌克
----------	-------

令和5年1月20日付

東京 6809	長塚 朝子
---------	-------

東京 7452	河邊 英彦
---------	-------

埼玉 1516	茂木 紀明
---------	-------

群馬 829	小林 時之
--------	-------

静岡 1109	森 憲明
---------	------

静岡 1192	中野 芳則
---------	-------

静岡 1329	植松 眞
---------	------

山梨 280	河西 廣之
--------	-------

大阪 3205	杉山 亮
---------	------

奈良 171	寺下 武
--------	------

奈良 246	木村 勇
--------	------

和歌山 252	大野 敏夫
---------	-------

愛知 2570	安藤 由恵
---------	-------

岐阜 849	井戸志壽子
--------	-------

福井 256	田中 弘幸
--------	-------

福井 378	高橋 利幸
--------	-------

富山 306	塩田 義昭
--------	-------

広島 1881	吹野恵里奈
---------	-------

山口 700	三坂 規幸
--------	-------

岡山 1298	浦田 永二
---------	-------

鹿児島 778	永野 勝志
---------	-------

宮崎 441	橋口 一郎
--------	-------

宮崎 618	野中 靖昌
--------	-------

宮城 639	小野寺哲五朗
--------	--------

宮城 846	高橋 潔
--------	------

札幌 919	加藤三樹良
--------	-------

函館 141	小田 耕一
--------	-------

愛媛 650	清水 竹正
--------	-------

ち ょ う さ し 俳 壇

第454回



「苗木市」

深谷 健吾

縁日の境内占めて苗木市
回廊の庭の色めく彼岸寺
春雨の濡らす祇園の石畳
一重から八重まで咲かせ椿園

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

一秒を競ふ駅伝明けの春
願ひごと多き世相や初詣
冒頭に一句を記して初日記
鳶は舞ひ鳥は群れて初御空

茨城 中原ひそむ

年新たな食後の葉また忘れ
十人の曾孫に渡すお年玉
常念岳額に入れたし初夕陽
母の遺影見上げてすする七日粥

山形 柏屋 敏秋

日差し浴び目鼻の落ちし雪達磨
元気なのは女性新年クラス会
傘寿まであと十年の屠蘇祝ふ
湯の町を一人歩けば星冴ゆる

兵庫 小林 昌三

高齢か賀状納めの友が増え
病窓のカーテン抜けて日脚伸び

東京 関 雅己

「小吉」を結ぶ小枝や春浅し
春寒し野菜スープを飲み干せり

今月の作品から

深谷 健吾

冒頭に一句を記して初日記

島田 操

「初日記」は、新年の季語。日記は新年からつけはじめることが多い。新しい日記を手にし、書き入れる気持ちは、毎年のことながら楽しい。日記には当用日記・ポケット日記など市販のものが多く、好みの紙に綴った手づくりの日記も雅致があつておもしろい。「冒頭」とは、文章・談話・物事の始めの所意。今年も新年即ち一月一日の日記の冒頭に一句を詠む。さぞかし良い句が詠めたことでしょう。趣味が俳句の人ならではのこと。初日記の素晴らしい佳句である。

中原ひそむ

母の遺影見上げてすする七日粥

「七日粥」とは、新年の季語「七草粥」の傍題。正月に粥を食べる風習は全国的に広く行われており、中でも十五日の小豆粥と七日の七日粥が最も一般的に行なわれている。七日粥は七種の若菜を入れるのが本式とされている。これを食べると万病を除くと古来から信じられている。母の遺影の掲げられている部屋での七日粥をすすっている情景の一句か。子供の頃からよく食べた母の七日粥に郷愁を誘う情感を詠みこんだ佳句である。

柏屋 敏秋

傘寿まであと十年の屠蘇祝ふ

「屠蘇祝ふ」とは、新年の季語「屠蘇」の傍

題。山椒・肉桂・防風・桔梗・おけら等を調合して、三角形に縫った紅絹の袋に入れ、これを酒か味醂にひたした一種の薬酒。元旦に飲めば一年の邪気を避けると言い、広く用いられ、また三が日のうちの年賀の客に出す。「傘寿」とは、八十歳のこと。八十歳の賀のこと。「八十歳の壁」までは、正月の屠蘇が美味しく飲めますよう、健康で元氣でお互いに頑張りましょう。人生百年時代を先取りしたかの様に詠んだ佳句である。

小林 昌三

病窓のカーテン抜けて日脚伸び

「日脚伸び」は、冬の季語。冬至が過ぎると、一日に畳の目一つずつ日脚が伸びるといわれるが、それがはつきり感じられるのは、二月になってからであらう。春が近づいたのを感じる。入院中の光景の一句か。病室の窓のカーテンを抜けて来る日差しに力をもらう。いよいよ待望の春かと。春を待つ心情を見事に詠みこんだ佳句である。

関 雅己

春寒し野菜スープを飲み干せり

「春寒し」は、春の季語「春寒」の傍題。春が立つてからの寒さである。語感や心持ちのうえで微妙な違いがある。春寒には余寒ほど寒さの余韻はない。句材に「野菜スープ」を取り上げたところが妙。春になっての寒さである季語の「春寒し」と暖かい「野菜スープ」との取り合わせの見事な一句である。

令和5年新年賀詞交歓会

副会長 伊藤 秀樹

令和5年1月18日18時から東京ドームホテル「天空」において、日本土地家屋調査士会連合会、全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「日調連」、「全調政連」、「全公連」という。)の三団体の主催により、令和5年新年賀詞交歓会が、多くの来賓の皆様をお迎えし開催されました。

本年は、コロナ禍の開催とあって、参加者を抑えた開催のため、全公連からは榊原会長、副会長他、5名の参加でした。

最初に主催者を代表として日調連岡田会長から挨拶がありました。全調政連椎名会長、全公連榊原会長も登壇され、三団体の長が法務大臣を始め各議員、法務省並びに国土交通省の関係職員に日頃の感謝を込めて、お礼と今後の活動についてのご支援をお願いいたしました。

続いて、法務大臣政務官高見康裕様より斎藤法務大臣から預かった挨拶文の代読が行われました。14条地図や筆界特定、法務行政の協力や今後施行される民法改正についても更なる協力を求められました。

根本匠衆議院議員からは、前衆議院議員塩崎恭久氏の後任として議員連盟会長を引き受けた馴初めから地図作成の推進、狭あい道路の解消など力強い挨拶をいただきました。また、衆議院の予算委員長であられることは大変心強いと感じました。

他の参加議員の方々からもご挨拶をいただき、土地家屋調査士にとって責務を感じるとともに熱い思いを感じるひと時でした。



激動する今後を考えると我々を取り巻く環境は決して安堵している状況ではないと思います。各先生方の挨拶にも多くの期待と職責について叱咤激励がありました。随時施行される民法改正は土地家屋調査士にとって大変大きな影響を与えます。改正の意としていることは地図作成を強力に進めていくことにあると思います。現在の日本国内では人口減少に伴い、所有者不明土地及び管理されていない土地の増加が大きな社会問題になっており、災害時の復興に大きな影響がある事から、国を挙げてこの問題に取り組んでいます。我々土地家屋調査士は地図作成に取り組むことが期待されており、関わり方によれば土地家屋調査士制度及び登記制度の発展につながると考えます。14条地図作成、狭あい道路解消他、いろいろなツールで地図の作成は可能です。また、土地家屋調査士は国民の固定資産税の公平性に一役を担っていますので、精度の高い地図作成を進めることは大変重要であると思います。交歓会会場にて国会議員の先生や関係職員さんと挨拶を交わす機会があり、その際には民法改正は地図を作るため、省庁を越え進めている重要な政策であることを熱く語られていました。現在の様々な諸問題の解決に土地家屋調査士が関わる必要性について期待をされていることに応えるためにも、各団体が一層の発展を遂げ、土地家屋調査士個人が業務の充実や制度及び法律の変化に、より一層精通するべく努力が必要であると改めて感じました。

盛会の中、椎名全調政連会長による中締めがあり、我々は先生方の期待に応え、土地家屋調査士にとって飛躍の年になるように三本締めで締めくくられました。



最後に、このコロナ禍の中、新年賀詞交歓会の設営には大変苦勞されたとお察ししますが、ご尽力された日調連、全調政連の役員及び各事務局の皆様には心より感謝申し上げます。

ありがとうございました。



■ 会議経過

1月20日	「全公連だより」16号を発刊
1月23日	第3回業務担当打合会(Web開催)
2月13日	第8回理事会(東京開催)
2月13日	第2回研修会(ホテルメトロポリタンエドモント：Web配信あり)
2月14日	全国理事長会議(ホテルメトロポリタンエドモント：Web配信なし)
2月14日	日調連社会事業部との打合会(東京開催)
3月8日	第4回業務担当打合会(Web開催)
3月14日	全調政連第23回定時大会(都市センターホテル)
3月15日	第5回正副会長会議(東京開催)
4月6日	第1回役員選考委員会(Web開催)
4月10日	第1回監査会(東京開催)
4月11日	第1回理事会(東京開催)

1月

- 16日 研修に関する調査結果の送付について(通知)
- 16日 日本土地家屋調査士会連合会各種会議等予定表の送付について
- 17日 相続登記の義務化を主とした自治体向け説明資料について(参考送付)
- 18日 空き地の活用・流通・管理の適正化等に関する活動を行う法人・団体に関するアンケート調査について
- 18日 令和5年度地籍整備推進調査費補助金(国土調査法第19条第5項に関連する民間事業者等直接交付分)の募集開始について(お願い)
- 19日 財産管理人養成講座のCPDポイントについて(通知)
- 20日 登記所備付地図データのG空間情報センターを介した一般公開について(お知らせ)
- 23日 マイナンバーカードと健康保険証との一体化に関する質問と回答の周知について(依頼)
- 26日 土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテMap」に関する研修会の講師について
- 27日 eラーニングシステムのメンテナンスについて(お知らせ)
- 27日 第36回日調連親睦ゴルフ大会の開催日程について(お知らせ)
- 30日 一部の申請等の処理状況の遷移に時間を要する事象の発生について(お知らせ)
- 30日 土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱い(調査士報告方式)の運用について(注意喚起)
- 31日 財産管理人養成講座の追加開催について(通知)
- 31日 一部の申請等の処理状況の遷移に時間を要する事象の発生について(お知らせ)

2月

- 1日 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関する周知について(お願い)
- 1日 国民年金基金及び土地家屋調査士賠償責任保険への加入促進等について(お願い)
- 1日 土地家屋調査士賠償責任保険の加入形態等の状況について(お願い)
- 1日 日本土地家屋調査士会連合会広報動画(YouTubeショート)制作に係る取材対応について(お願い)
- 1日 相続登記の申請義務化の施行に向けて資格者団体と一層連携した周知広報の取組について(お知らせとお願い)
- 6日 区分所有法制の見直しに関する意見の提出について(依頼)
- 6日 寄附講座の開講状況及び出前授業の実施状況に関するアンケートについて(お願い)
- 7日 一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく建築行為における緑化義務等について(参考送付)
- 10日 土地境界基本実務Vの無償頒布の取扱い及び土地境界基本実務叢書の頒布時の案内等について(お知らせ)
- 13日 「行政手続における官報情報を記録した電磁的記録の活用について」の閣議了解に伴う不動産登記事務の取扱いについて(参考送付)
- 14日 適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)への登録について(お知らせ)
- 15日 地籍問題研究会第34回定例研究会の開催について(お知らせ)



皆様の地域ではウグイスの初鳴きはいかがでしょうか。いわゆる「ホーホケキョ」です。普段ウグイスは単独行動をしており、藪の中を枝から枝に「チェッ・チェッ」と地鳴きをしながら移動します。これが繁殖期になると「ホーホケキョ」に変わります。遥か半世紀前に捕獲飼養していましたから、その生態を熟知しています。

当時はウグイスを初め、ヤマガラ・メジロ・ホオジロ・シジュウカラ・エナガ・ヒガラ・オオルリ・ジョウビタキ等捕獲と飼養が容易いのは何でもです。トリモチは家の山林へ行き「トリモチの木」の皮を鎌で剥いで、これを平らな石に置きゲンノウで丹念に叩くと噛んだチュウインガムようになります。これを枝に巻き付け確実な通り道に仕掛けるかオトリを利用するかになります。気温が高いと柔らかくなるので留まったら全速力で走り素手で捕まえました。

自分にとってウグイスはメジロ捕獲の副産物つまり釣りで言うところの外道という感じでした。早鳴き(正月にホーホケキョ)をさせるために日影調整つまり冬至をごまかすために電球や黒い布を利用していました。家の中で飼っていたのでヤカマシク鳴き、鳴き出したら放鳥する、捕獲して早鳴きさせるのが当時の楽しみだったことを思い出しています。

広報部理事 濱田眞行(三重会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

お詫び

※令和5年2月号P26-P28に掲載した「令和4年度中国・四国ブロック協議会合同研修会」の取材記事の一部について※

広島会会館に設置した国土地理院認証の民間等電子基準点を地積測量図に既知点として利用・記載できると記述しましたが、原則として地積測量図に記載できる既知点は、不動産登記規則第10条第3項に規定する「基本三角点等」になります。なお、詳細な運用については、各管轄法務局と十分な協議をしてください。

掲載時、上記説明が不足していたため、誤解を招く表現がありましたことをここにお詫びいたします。

(編集長 久保智則)